

社会福祉法人隼人会の地域包括支援センター運営契約受託辞退届の提出に伴う今後の方針（案）

- 令和5年11月30日付けで、社会福祉法人隼人会から、地域包括支援センターまきば園を令和6年3月31日で廃止し、それ以降の受託を辞退したいとの申し出及び届出が提出されました。
- 地域包括支援センターは市内5か所設置しているところです。
- 市内高齢者数は、2040年頃まで約25,000人にて推移する見込みのため、高齢者の総合相談、権利擁護、認知症ケア対応等を行う地域包括支援センターは、5か所を維持する必要があります。

今後の方向性

- ①令和6年4月1日から9月30日までの間は、機能強化型地域包括支援センター緑風苑が荒木、星河、南河原地区も併せて担当（暫定的担当）
- ②令和6年10月1日から、荒木、星河、南河原地区を担当する新たな委託先に運営を委託。

地域包括支援センターの現状

※65歳以上の高齢者数は、令和5年10月1日時点

地域包括支援センター	受託法人	65歳以上の高齢者数	担当地区（行政区）
機能強化型地域包括支援センター 緑風苑	社会福祉法人 清幸会	5,139	北河原、須加、長野 佐間の一部
地域包括支援センター まきば園	社会福祉法人 隼人会	5,159	荒木、星河、南河原
地域包括支援センター 壮幸会	社会医療法人 壮幸会	5,036	太井、下忍、 持田の一部
地域包括支援センター ふぁみいゆ	社会福祉法人 瑞穂会	5,221	太田、埼玉 佐間の一部
地域包括支援センター ほんまる	医療生協 さいたま	5,192	忍、行田、星宮、 持田の一部



地域包括支援センター新設へ向けての今後のスケジュール

令和6年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
地域包括支援センターまきば園 (社会福祉法人隼人会)	受託・運営			利用者に周知						
機能強化型地域包括支援センター緑風苑 (社会福祉法人清幸会)			まきば園から引継ぎ	受託・運営 旧地域包括支援センターまきば園地区 暫定受託						
地域包括支援センター運営協議会	● 1/25 令和5年度第2回 包括まきば園廃止、 暫定担当、公募 実施を報告		● 3月議会最終日			● 令和6年度第1回 新たな公募先 決定報告				
公募・委託先決定			● 委託先公募開始			● プロポーザル 審査	● 委託先候補 決定			
新設 地域包括支援センター※						● 7/1契約締結	開設準備・引継ぎ		受託・運営	

※新設地域包括支援センター運営委託料 1か所あたり（通常包括）

令和6年度（案）10月～3月分（6ヶ月分）

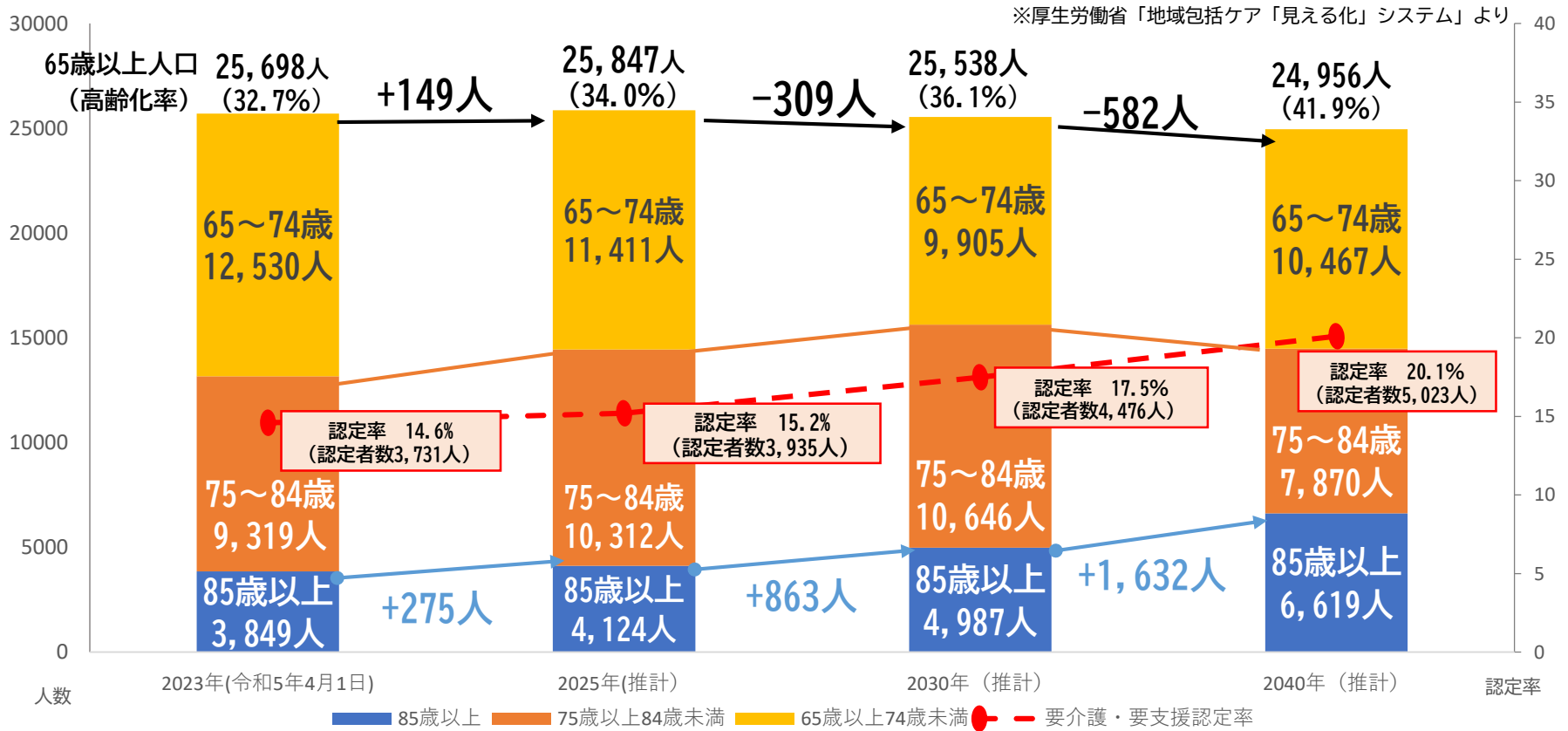
令和7年度以降の契約は業務実績を勘案した上、予算の議決を前提に年度ごとに契約するものとする。

新設の地域包括支援センターは、原則、担当地区内に事務所を構える。（例：受託法人の施設内、公共施設内、借り上げ等）

行田市の人口推計及び要介護・要支援認定者数と認定率の見込み

(第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第2回策定委員会資料より)

- 65歳以上人口は2025年の25,847人をピークに、75歳以上人口は2030年の15,633人をピークに、それぞれ減少に転じる見込みであるが、人口減少に伴い高齢化率は、さらに上昇する見込みである。
- また、医療、介護の両サービスの必要性の高い85歳以上の人口は増加し続け、2040年には6,619人に達する見込みである。
- 本市における2022年の75歳以上の要介護・要支援認定率は25.2%、85歳以上では、52.6%※であり、年齢が高くなるにつれ、認定率は上昇することから、今後さらに介護サービスを必要とする人数も増加していく。



地域包括支援センターに関する法令等【参考】

介護保険法第115条の46

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(設置者等)

第3条 地域包括支援センターの設置者は、市及び法第115条の47第1項の規定により包括的支援事業の委託を受けた者とする。

2 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者
- (2) 医療法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人
- (6) その他市長が適当と認める者

(職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人